

江南市企業誘致等基本方針 改訂版（案）【概要版】

序章 方針策定について

方針策定の背景

江南市では、市内の雇用の安定と創出、地域経済の活性化を図るため、平成27年度に「江南市企業誘致等基本方針」を策定し、それに基づき、安良区域において「江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」を活用した企業誘致を推進してきた。

同区域ではこれまでに数社の進出が決定しており、立地可能な土地は残り少なくなっている。このため、「江南市企業誘致等基本方針」において今後の課題として挙げているように、市全域の土地利用方針の見直しを図るなかで、新たな工業用地の整備について検討を進めることが必要となっている。

こうしたなか、市では第6次江南市総合計画において土地利用構想図を見直し、「曾本地区」を工業ゾーンと位置付けた。また、その後に策定された都市計画マスタープランにおいても、同地区を工業地として位置付けている。

こうした背景から、安良区域のみを対象としたこれまでの方針を改め、曾本地区も対象に含めた今後の企業誘致の取り組みの方針について定める必要があるため、「江南市企業誘致等基本方針（改訂版）」を策定する。

なお、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済への影響を踏まえ、この基本方針で定める取り組みの実施にあたっては、感染の収束状況及び景気の動向等を注視しつつ、適切な時期を見定めて進めることとする。

方針策定の趣旨

1 企業の新規誘致

企業誘致を更に推進するため、立地意向のある企業の受け皿とするための新たな工業用地を整備すると共に、企業進出を支援する優遇制度についての検討を行う。

2 既存企業の定着

既存企業が市内で行う設備投資を支援することで、市内における再投資を促し、既存企業の市外への流出を防止する。

3 推進体制の構築

「企業の新規誘致」、「既存企業の定着」を効果的に進めていくため、関係機関、庁内組織が一体となった体制を構築する。

第1章 基礎的条件の整理

江南市の上位関連計画

以下の計画等において、企業誘致を含む産業振興について定めている。

- ① 第6次江南市総合計画（平成30年3月策定）
- ② 江南市都市計画マスタープラン（平成31年3月策定）

愛知県の関連計画

- 地域未来投資促進法に基づく愛知県の基本計画（平成29年9月同意）

第2章 アンケート調査の実施

調査結果の概要

- 「事業所の新増設を行うための新たな用地が必要か」を伺ったところ、市外企業の約3割、市内企業の約5割が「新たな用地が必要」と回答した。これは、平成27年度に「江南市企業誘致等基本方針」を策定する際に行ったアンケート調査の結果から大きく変わってはならず、企業の用地需要が依然として高いことがわかった。
- 「土地の希望面積」を伺ったところ、市外企業は「5,001～10,000㎡」、市内企業は「3,000㎡以下」といった回答が多かった。中には「20,001㎡以上」といった、大規模な用地を希望するという回答も見られた。
- 「曾本地区が新たな用地の候補になるか」を伺ったところ、市外企業・市内企業どちらにおいても「候補に入る」という回答が見られ、曾本地区の立地環境が一定数の企業のニーズを満たすことが確認された。

第3章 基本方針

(1) 企業の新規誘致

江南市は優れた立地環境を有しているものの、市街化区域内には企業誘致の対象とできる工業地が少ない状況にあることから、市街化調整区域のうち、第6次江南市総合計画等において産業軸として位置づけられている路線の沿線において新たな企業の誘致を図ることとし、雇用の創出と地域経済の活性化を目指す。

①対象とする区域

「江南市都市計画マスタープラン」で、市街化調整区域の工業地として位置づけられている『安良区域』及び『曾本地区』において、企業誘致を推進していく。

②企業誘致の手法

- 安良区域においては、これまで進めてきた「江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」を活用した、個別許可方式による企業誘致を継続して行っていく。
- 曾本地区においては、安良区域と異なり、広大な農地が広がっており一団の土地が確保できること、地区内の宅地等が比較的少ないことから、企業ニーズの高い工業団地としての整備について検討していく。

③取り組みの方針

- 安良区域においては、企業と地権者双方の意向調整がスムーズに行えるよう、マッチング支援を継続して行っていく。
- 曾本地区においては、現地の状況や開発にあたっての関連法規制等を整理し、開発区画や手法の検討を行うことで、事業化を目指す。
- 新規立地を支援する既存の優遇制度は、安良区域への企業誘致を図る目的で制度設計したものであるため、曾本地区への立地も視野に入れた制度への見直しを検討していく。

(2) 既存企業の定着

投資意欲のある既存企業の市内定着を図るため、優遇制度等の支援を行うことにより市外流出を防止し、雇用機会の拡充、地域活力の維持発展等をめざす。

取り組みの方針

設備投資を支援する優遇制度について、既存企業に広く周知を図ることで、市内における再投資を促す。

(3) 推進体制の構築

企業進出・定着を支援する既存の体制に加えて、新たな工業用地の整備に向けた体制の構築が求められる。

①庁内体制の構築

- 企業からの立地相談や訪問活動を通して把握した企業の抱える課題等に対して、庁内の関係部署と連携しながらワンストップ窓口で対応することで、企業に寄り添った伴走型の支援を実施する。
- 曾本地区の整備にあたっては、用地に関する地元及び地権者からの同意取得や、周辺基盤整備も含めた各関係機関との協議を円滑に進める必要があるため、専門的な組織体制の確保について検討することが必要になるものと考えられる。

②庁外体制の構築

県、商工会議所、金融機関等との連携を強化することで、新たに整備する工業用地や優遇制度に関する情報を企業に幅広く紹介すると同時に、企業の設備投資情報の収集を行う。